

会 議 名 議会改革特別委員会
開閉日時 平成25年12月20日(金)
午前10時00分～午前11時13分
会 場 委員会室

1. 出席者

1番 長谷川 広昌、 2番 黒川 美克、 4番 浅岡 保夫、
7番 杉浦 辰夫、 9番 北川 広人、 11番 鷺見 宗重、
13番 磯貝 正隆、 16番 小野田由紀子
オブザーバー 議長、副議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

柳沢英希、柴田耕一、杉浦敏和、鈴木勝彦、内藤とし子、小嶋克文

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- 1 特別委員会第37回の検討結果について
- 2 議会報告会開催結果の公表並びにアンケートにおける質問事項の回答及び公表について
- 3 意見交換会の実施方法及びテーマの選定について
- 4 次回の議会報告会の日程等について

5 検討テーマの順次検討について

- ・ 決算審査資料を予算審議資料に基づき当局より提出について
- ・ 議員定数について
- ・ 議長任期の適正化について
- ・ 議選監査委員の任期を2か年とすることについて
- ・ 各種行政委員の議員配属の見直しについて

6 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の小野田由紀子委員を指名いたします。

《議 題》

1 特別委員会〔第37回〕の検討結果について

委員長 過日、「議会改革特別委員会〔第37回〕検討結果について」を配布させていただき、お目通しをいただいていると存じますが、何か御意見等がございましたら、お願いをいたします。

意 見 な し

2 議会報告会開催結果の公表並びにアンケートにおける質問事項の回答及び公表について

委員長 お手元に、付議事項2ということで二つのものがございます。資料が、福祉文教委員会さん、あるいは、もう一つの総務建設委員会さんのところから出ております刈谷豊田総合病院の云々というものが出ております。これについてお目通しをいただきたいということでございます。このような形のもので、よろしいですか。

意見なし

委員長 それで、一つ、1点ですが、この「高浜あおぞら保育園」。これに地図が添付してあります。これが実は株式会社ゼンリンの地図でございますので、いろんな、商標、いろいろ、株式会社ゼンリンさんのという、云々ということになれば、ちょっとまずいのかなというお話も、実は事務局のほうからも出ておりますが、この辺はいかにさせてもらえばいいですかね。当然、地図があったほうが良いということは理解をしておりますので、もう少し簡易のね、我々独自の、こうやって線を引いて、どうだこうだといってしまうと怒られますけれども、簡易のものをつけたらどうかなというふうに思いますけれども、その辺は、これは、おつくりいただいたのは、福祉文教委員会さんの担当ですが、いかがですかね。福祉文教委員長さんは入っていないか、ここに。入っていないですね。それではちょっとその辺、委員長のほうと1回調整をさせていただいて、このまま株式会社ゼンリンさんの地図を使ってということは、ちょっとどうかなという話もありますし、また、そのとおりにかなと思いますので、ちょっと調整をさせていただきますが、いずれにしても、こういう形で、この文章、あるいはまた、こういう地図をつけるという形でよろしいですか。

意見なし

委員長 それでは、回答のですね、市議会だより云々ということもございます

ので、議会だより編集委員会委員長のほうからちょっと何かこの辺で話がございましたら。

副議長 今回、ちょっと、編集委員会のほうの資料をつくらせてもらったんですけども、一般質問の方、非常に多うございまして、枠のほうがあまり取れないので、議会報告会の報告のところ若干小さめになるかと思えます。ちょっとその辺は、事務局から説明してもらいます。

事務局 今回の定例会号の枠の部分ですが、5段構成のうち1段分ということになりますので、その部分には、いわゆるアンケートの回答者数、入場者数、性別だとか、市内在住だとかそういった部分、数字的な部分のみしか載せることができないかと思えます。それで今回、お手元の資料のほうにもありますその部分については、記載することができませんので、3月定例会号のほうに、この部分については公表していくというような流れになるかと思えます。それで、3月定例会号のほうにも当然文字的な制約等がありますので、今回、皆さんのお手元にあるそのものをそのまま載せられれば、それはそれでいいかとは思いますが、この部分については、また集約をしていただくという作業が出てくるであろうというふうに思っております。

委員長 そういうことですので、12月定例会号には全部載らないという話を御理解いただいて、3月定例会号に回す部分が出てくるということは、御理解いただきたいと思えますので、よろしく願いをします。何か。

意(9) 当時の議会報告会の中でのこの質問というか、疑問に対するお答えなんですけども、これは地図まで載せる必要ないのかなという気がしますがね、実際。「塩前寺」さんというのは、お寺なものですから住所と「塩前寺」西隣、あるいは括弧書きで「旧雇用促進住宅」跡地とかね、というような感じで書いておけばいいのかなという気がしますがね、どちらにしても、先に委員長が言われた株式会社ゼンリンの地図というのは、これはもうコピー不可ですので基本的には。だから、もし地図を載せるなら当局のほうでお持ちの何かを使って載せるような形のほうが問題ないのかなという気がしますがね。実際、この地図、例えば、この地図を載せても場所はわからないですよ、実際はどこなのかというのが。だから反対に、興味のある方は御自身でお調べにな

ると思いますので、住所がしっかりわかっておればね。そうすれば、今度の12月定例会号と3月定例会号に分けて出す必要がないと思いますので、これだけが浮いてしまうと、また3月定例会号に載せるとなるとね。そうではないの。事務局 御意見の途中で申しわけございません。今、言われた部分の福祉文教委員会さんのほうの回答については、載せられないことはないかもしれませんが、総務建設委員会さんのほうの文字数の部分、ここが相当集約されてしまうのかなと思います。それでまた12月定例会号の原稿締め切り、きょうの午前中となっております、編集委員会のほうの担当委員さんからの原稿は、まだ上がってきてはいないのですけれども、その中で載せられれば、当然、載せていきたいなと思うのですけれども、相当数、文字数の制約が出てくるのではないかなと思われま。あと、前回のときでしたかね、議会改革特別委員会の中で、アンケートの結果の公表の部分については、インターネットのホームページのほうで先に出させてもらおうというような話があったかと思しますので、ここでまた再度、アンケートの集計結果のほうについて、ホームページでは全部出しますよと、それで議会だより「ぴいふる」のほうについては、ちょっと文字の制約等があるので二つに分けさせてもらいますよということで、よろしいかどうかというところで御確認いただければと思いますけれども、すみませんがよろしく願いいたします。

意(9) どちらにしても、その地図までの必要性というのは、僕はあまり感じないということと、それからもう一つ恐縮ですけれども、福祉文教委員会のほうの回答の「定住自立圏構想」と書いてありますけれども、これ「衣浦定住自立圏共生ビジョン」ですので、正式名称が。そのように変えたほうがいいかなと・・・

「総務。」と発声するものあり。

委員長 総務建設委員会。

意(9) 総務建設委員会ですか、ごめんなさい。総務建設委員会のほう・・・

委員長 構想ではなく、ビジョンね。

意（９） 「衣浦定住自立圏共生ビジョン」だと思います。

委員長 これちょっと確認のうえ、また訂正をお願いしておきます。これはですね。

意（７） はい、わかりました。

委員長 それでは、今、北川委員のほうからもお話ございましたけれども、先ほど福祉文教委員会委員長さんと調整をさせてもらうというお話もしておりましたので、地図を載せる、載せないという話もですね、委員長のほうとも話をもう一回させていただいて進めたいと思っていますので、それでよろしいですかね。

意見なし

委員長 それでは、先ほどのホームページ云々については、載るわけですね。

事務局 はい。

委員長 あと、その「ぴいぷる」のほうは、要は、文字数の云々という問題もあって、全部きちんと載るかどうかはわからないと、こういう理解でいいですか。

事務局 はい。

委員長 そこの辺はですね、いずれにしても議会だより編集委員会さんのほうの指示に従ってという話になりますので、一つよろしく願いします。それでは、そういう形で、御協議いただいた形で、この部分について、アンケートにおける質問事項の回答及び公表については、そういうふうにさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

３ 意見交換会の実施方法及びテーマの選定について

委員長 これについては、前回の委員会の中で一つ提案をさせていただきましたけれども、皆さん御意見がとおりになると思いますので、順番にお願いをしたいと思います。はい、どなたか。

意（11） 実施の方法ですけれども、この前から、前々からその提案をしているんですけれども、テーマを決めずに開くということは、可能ではないかというふうに思うんですけれども、こういう形で、ずっと方法として一つやってみたらということをお願いしたいと思えますけど。

委員長 いずれにしても、そのテーマもですね、そのやり方に、非常に大きくかかわってきますので、例えば、いろんな御質問が出たときにどうするんだという、要は、どうするんだという部分です。ここをきちんと決めておかないと、テーマの選定にも入れませんので、あるいは、なくてもですよ、御意見があって、その出てきた意見に対してどういうふうに我々がお答えをするか。議会の、一つのこの枠でいくのかという話。そうすると、何か決めておかなければいけないわけですから、きちんとした、これ以上は言うてはいけないよとかね。ここは、決めていないからしゃべれませんよとかね。いろんな話が出てくるので、いろんな想定を考えていただいて、今、御提案は受け止めておきますけれども、テーマを決めずにというのは、例えば、それでは、この間の状況を思い出していただきますとね、例えば、公共建物云々という問題が投げかけられました。そうしたときに、我々は、例えば、資料がまだ整っておりません。当局から出ておりません。そうしたときに、では、そこから一步も、我々、この間、前回、踏み込めないで歯がゆい思いもしておるわけです。現実にね。我々として。ですから、そういった場合の問題もいっぱいこれから出てくるというふうに想定すると、ではどこまで、やっていないのでそれはお答えできませんよ、資料もありませんからといって、それだけでいいのかという世界もあります。うまく言えませんが、そういういろんな想定をしてやり方を一つお考えいただかないと、大変かなと思っております。我々がその、例えば、今、公共建物という話をしましたけれども、そういった資料もない、我々の中で議論もしていない、そういう場合のお話って、いっぱい出てくると思うんですよ。どう思うんだという話が、これからですね、投げかけが出てくると思いますので、それについて、我々議会として踏み込んでいけるか、いけないか、ですよ。問題が。だから、そこがやり方ということなんで、一つ、きょうにこれはもう結論出すつもりはありませんけれども、皆さんの御意見をまた伺ってですね、やってい

きたいと思いますが、いかがですかね、ほかの方は。いずれにしても、その一つは、反省の部分にも結構ありますけれども、本当に、参加の人数が少ないということと、また同じ方がお見えになっているということも、ありがたいことなんですけども、そういうことも含めてね、参加者人員をふやしていくというのが反省の点ですから、そこら辺も一つ、加味しながら、面白いということは言いませんけれども、やはり、何ていいますかね、もう少し人数を、人数をとはいいませんけれどもね、やはり実のあるというか、市民にとっても、我々にとってもという世界をつくっていきたいと思いますので、お願いしたいと思います。何か、これについて御意見あれば、ほかに。

意（９）　うちの会派は、要綱含めてまだ検討中ということで、お答えできる部分というのは現実ないですけども、今、１１番委員の言われるところに関していうと、意見交換会というのは、基本的に意見交換会と言っているだけなんですけども、中身をどうするのかということによっては、呼び名も変わってくると思うんですよね。だから、例えば、市民の、極端な言い方すると、市民の自宅の周りの話から市政全般について要望を伺う会にするというのであれば、僕は、今すぐにでもやればいいと思いますけども、それを議会として、どう捉えるのかということを決めなければ、結局、１００の案件が出てきたら１００に対して全部議会が全部話し合っ、答えを出していかなければいけないということは、まず考えられないですよ、やっていく上で。だから、そういう要望を聞くだけという話ではなくて、こちらからある程度投げかけるテーマというものを持って投げかけることによって、市民の声を聞くというようなレベルで一応考えているんです。その中で、もう一つ言えるのは、意見の交換ですので、我々議会側の意見をどのように返すかというところ、それは、例えば、議員個人の考え方でいいのであれば、１６人の意見は、全部それぞれが言えればいいことなんですけども、果たしてそれが会派内で調整をしなければならないことであったりだとか、その場で答えられない場面というのは、これ十分に想定できると思います。ということは、ある程度、集約したテーマというものを決めてかかるべきかなというのがおのずと出てくるというふうに、現状は思っています。

委員長 ほかに御意見。公明党さん、いいですか。

意（16） うちもまだきちんと深く、これで決定というような話し合いはまだ進めてはおりませんが、やはり、何もテーマを持たないで、やみくもに御意見を伺ってそれにお答えするというような手法は、ちょっといろんな面で、あとあと大変なことになる場合もありますので、やはり責任を持ってきちんとお答えしていくという姿勢も大事だと思いますので、ある程度、テーマ、テーマの決め方もいろいろあるかと思いますが、本当に具体的な事業について、それ1本に絞るのか、また、介護保険だとか、高齢者だとか、生涯現役だとか、何かこう、もう少し大きな枠、少子化対策、子育て支援、そういったテーマの決め方もあるかと思いますが、そこはちょっと話し合いで決めていけばいいかなと思っております。ただ、ときの関心度というか、そのときどきの、市民の皆さんの関心のあるテーマというものは、ときには、パッとそれに沿ってやっていくことが、やはり大事かなと思っていますので、まだ深く、こうだなということは決めておりませんので、そういうことです。

委員長 黒川委員。

意（2） 今、16番委員が言われたみたいに、私どもは、直接、まだ具体的なことまでは考えてはおりませんが、やはり今言ったような形のことで、お願いできればということで、16番委員さんと同じです。

委員長 それでは、長谷川委員。

意（1） この辺のテーマの選定とか内容については、これから考えていかなければいけないと思うんですけども、一応、数人からの私の周り、聞いてみたら、やはり、議会報告会をいつやるのかわからなかったとか、何をやっているのかわからないので、もっと知らせてほしいという意見が多かったのは事実で、やはりPRのあり方を考えていくのとまた別に、この内容、市民の皆さんが何を求めているのか、何を聞きたいかというのを、もう一度皆さんで考えていくのがいいのではないかなと思っています。

委員長 いずれにしても、何回もですね、反省点には挙がっているところそのままでありましてね、一つは、今、北川委員からも出ましたように、どうお答えをして、お答えをキャッチボールするかという形だと思います。一つは、今

までの段階ですと、ここでやっていないものはやはり出せないぞという世界をやはり当然ある部分ありますので、そういうところをしっかりとやってきたかなという気がしますが、それで、参加者が少ないという結果にもなっておりますけれども、いずれにしても、これはですね、次回、あとにかかわってきますけれども、次回の報告会までには、何か結論めいたものと新しいかわった方法も出して行けたらいいなというふうに思っていますので、年をまたぎますけれども、よろしくまた御検討お願いしたいと思います。それでは、この件についてはよろしいですか。

議長 先ほど北川委員も言われたんですけども、意見交換会の趣旨というか、意味というか、どういうことを自分たちがやるのかということ、この場で議論をして、まとまったら、それを具体的な実施方法については、ここで議論していると多分すごく時間がかかってしまうものですから、各派なり、どなたかにたたき台みたいなものをつくってもらって、その上で、それを議論していくほうが効果的な気がすると思うんですけど、進め方としてね。意見交換会とか、要望を聞く会とか、何か、いろんなイメージはあると思うんですけど、それをはっきりとこの会で、これをやるんだということを決めてから実施方法、それによって実施方法が違ふと思いますので、そのほうが、段階的に決めていったほうが、ものを決定するのにね、このことを決定するのにいいのかなという気がしますけど、はい。

委員長 いずれにしても、今、議長の御提案もありますけれども、大きな問題ではあります。今後の議会報告会は、どう変わるかというのはそこにかかってくるのかなという感じもしますので、いずれにしてもしっかりと御検討いただいて、議長の今のお話もございますように、しっかりそういう案も考えながら、一つ御検討いただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

意（９） 意見交換会をその市民を呼ぶ客寄せパンダにするつもりは、僕はないんですよ。それをやるから市民がたくさん来てくれるなんて、僕は思っていないです。そうであれば、議会報告会の必要性がなくなりますから。議会報告会に、いかにたくさんの方が来ていただくかということが大事なことであって、

それとは、また意見交換会とは別の話だと思うんですよね。そうやって考えていかないと、どっちが重視されるかということになってしまうので、そのところを考えなければいけないと思うんです。だから、例えば、議会報告会は議会報告会でやって、その後に市民の声を単純に聞くという場면을例えばつくと、それに対してどれだけのお答えができるかわからないけども、議会の中で議論できるネタとしてね、持ち帰らせていただくような形で済ませる方法もあると思うんですよね。だから、少なくとも意見交換会を単独で開くのであれば、要綱だとか、そういったことを当然考えていかなければいけないし、議長が言われたみたいに、何を、何のために何をやるんだというところを突き詰めて考えなければ、テーマありませんかという話では、到底、出てこないと思うんですよね。だから、そのところをちょっとしっかりわけて考えていくべきかなという気はします。

委員長 今、そういった御意見ですが、いかがですか。全くそのとおりにかなという感じもいたします。そういうことでして、いずれにしてもしっかりとそれぞれが御検討いただくということ、次回にはですね、その辺もどんどん御意見出していただいて、進めていきたいと思っていますので。それで最終的に、ここでまとまらないということではなくてね、では、たたき台、今、議長がおっしゃるように、それではどこでつくるんだというのと、やはり基本的にはここで練らないと、たたき台にもお任せできないものですから、一つよろしくお願ひしたいと思います。いいですかね、この件は。

意 見 な し

委員長 それでは進めます。それでは、そういうことで、一つまた・・・

意（11） たたき台をつくると言いましたけども、誰がつくるかって・・・

委員長 いや、まだそこまで行ってない。だから、たたき台をつくるにしても、ここで意見をもう少し出していただかなければいけない。

意（11） 出すということ。

委員長 そういうことです。だと思っていますので、いいですか。

意（11） はい。

委員長 それで、誰と誰がちょっとつくってみようという、お願いできますかという話は、そこからの話なので、そういうふうを考えていますが、いいですかね。

意見なし

委員長 そういうことで、よろしくお願いをいたします。

4 次回の議会報告会の日程等について

委員長 ここについては、議会だより編集委員会さんのほうでもちょっとお話が出ているようですので、一つ発表のほうをお願いできればと思います。

副議長 議会だより編集委員会のほうでは、特に話はしていないんですけども、基本的に3月定例会が終わって、準備ができてということで、今年が確か5月11日だったと思います。多分、5月16日に議会人事が入りますので、その前には実施したいということで、5月10日の日がどうかなということで御提案させていただきたいんですけども。あとそれと、時間帯。前回、前々回が、確か午後6時からやらせていただいたんですけども、ちょっとやはり一番最初のタイミングに戻していただいて、午後2時から4時ぐらいのほうはどうかなというふうに思っているんですけども。ちょっと一度、御検討いただければと思うんですけども。

委員長 今、御提案ありましたが、5月10日、これは土曜日ですかね。

「土曜日。」と発声するものあり。

委員長 土曜日ですね。場所は、「エコハウス」。

副議長 そうですね。前回、人数の関係で、「エコハウス」のほうが皆さん、近くで見ていただけるということで、申しわけないですけども市民センターだと、

縦長で、なかなか後ろの方というのは、表情も見にくいですから、できれば「エコハウス」のほうでということを検討させてもらっているんですけど。

委員長 場所も「エコハウス」ということ、それから5月10日、土曜日、午後2時から4時、この辺、今、御提案ございましたけれども、これで進めてよろしいですか。

意見なし

委員長 ちょうど、今、議会だより編集委員長のほうからありましたように、ちょうどその後ろに議会人事の臨時会がありますので、この辺が適当かなというふうに思っていますが。では、これで決めさせていただきますが、よろしいですね。

意見なし

委員長 それでは、そういうことで、次の議会報告会の日程はそういうことにさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

5 検討テーマの順次検討について

委員長 それではまず、決算審査資料云々については、何か御意見ございますか。これ、順次、また改良していくというお話がございますけれども、その後、いろいろ御検討いただいて何かあれば、また出していただければと思いますが、なければ、次回も検討していきますので、次回のときにでもまた御提案いただければというふうに思いますが、それでよろしいですか。

「はい。」と発声するものあり。

意(9) これ順次検討ということでもいつもこれが載っているわけですけども、

あれば出していただくということで、これに関しては。ここに載せなくてもね、いいのではないかなという気はしますけどね、毎回。

委員長 了解。

意（９） ある方が、これをこうして欲しい、ああして欲しいということ、その場で言えばいいことだと思うんですよ。

委員長 了解しました。そういう御提案ですが、よろしいですか、そのようにまた我々としても、事務局も一つ、事務局を通してこちらに出していただければというふうに思いますので、一応、そういう形を取らせていただきますが、いいですね、よろしく願います。それでは、本格的に議員定数から入りたいと思います。それでは、各派も含めて、議員定数について御検討いただいておりますが、一つ御意見、頂戴をしたいと思っております。

意（９） 議員定数に関しまして、私どもの会派の中で話をさせていただきまして、結論から言いますと、定数に関しましては現状維持ということですが、定数をどうするという話の前に、議会の構成というものを考えたほうが、考えるというよりも議論したほうがいいのかなということを思っております。例えば、常任委員会の数の問題であったり、所管の見直しであったり、それから委員会の委員の任期の問題であったり、そういったもの、それから特別委員会ですね、予算、決算、ああいったものの特別委員会としての招集が必要なのかどうなのかということも含めて、そういった見直しを考えることによって、極端ないい方で言いますけども、議会運営上の絶対必要人数というのが出てきます。現状でも、例えば、委員長が何人いるとか、副委員長が何人いるとかというのがあつたわけですよ。それから衣浦衛生組合議会の問題もありますし、衣浦東部広域連合議会の問題もあります。そういったところから回ってくる人事もあるわけですよ。そうすると最低限これだけの人数がなければ、この高浜市議会というのは運営できませんというものはあるはずですので、ですから、それを考えると現状が今精一杯かなという気はしないでもないです。ということは何かといたら、議会のあり方、構成はどうあるべきかというところ、これは市民にわかりやすい議論を見せるという目的の中で見直すということで、それを見直した結果、人数的に、例えば、ふやしたほうがいいのではないかとかね、

例えば、まだ減らしたほうがいいのかとか、という結論が出てくるのかなということを思っております。だから、議論の順番を変えたいなということなんです。

意（16） 一応、テーマとして議員定数についてということですので、私どもが話し合った結果ですけれども、過去にさかのぼってみますと、高浜市議会は平成11年に22人から20人、平成15年には、20人から18人、平成23年度には、18人から16人に削減してきております。そういった経緯があります。定数16人になりましてからまだ2、3年ということで、私どもの任期もあと余すところ1年ちょっととなってまいりました。この現時点では、現状ということで、それ以外検討ということになれば、次期の方にやっていただきたいなというふうに思っております。

意（11） 私どもは、現状維持、または、ちょっと今の運営というかね、ずっと減らしてきた経過から、やはり、急激に減らしているという印象があるんですね、ほかの市と比べても。この資料いただきましたけど、それを見てもやはり高浜市、急激に減らしているような感じになっていますので、それで人口も微増ではありますけどもふえているという関係から、やはり、これでいいのかという点では少し疑問があるんで、やはりふやすだとか、そういう形のほうがいいかなというふうに思います。それで、この議論も先ほど北川委員が言われた部分は理解できますので、ゆっくり、じっくり、議論しながら進めていったほうが良いと思います。

意（2） 今、話が出ていましたように現状維持でいいと思います。今、北川委員が言われたみたいに、定数や何かの問題は、先ほど言われたみたいにきちんと構成を考えたり、何かして、最終的に必要人数がこれだけという、そういうような形のことからいったほうがいいのかというふうに考えます。

意（1） 私は、この議員定数については、議員報酬とセットで考えていったほうがいいのかと思っています。議員の定数の削減数とか議員報酬は、これから広く市民の皆さんの声を聞いたりとか、さまざまな角度から分析調査して、議論を重ねて結論を出していく。それで、若い人でも議員を目指せるように、例えば、議員定数を減らして報酬を上げるなど、議員の多様化が図られてい

くような議論が必要ではないかと考えています。もちろん、その場合においても、議員の削減数は、市民の皆様の声がしっかり届くようにさまざまな角度からの視点で市政を監視できる範囲で数を考えていったほうがいいのではないかなど考えています。それと、報酬額については、現状の議員報酬の総額を下回る範囲で考えていくのが、妥当ではないかと考えています。

委員長 いずれにしても大方の御意見は、現状のという御意見もおありになるし、全ては大体、北川委員が言われたところだというふうに理解はします。そういう形で、しっかりと、今、長谷川委員が議員報酬ということも出ましたけれども、それも含めながら、やはりそこから今の高浜市議会をどう維持して、あるいはまた市民にわかりやすい形をどう取っていくかというのが、結果的にこういう人数になるのかなという、やはり、一度しっかりとした議論が必要だということについては、皆さん多分御意見が一致しているというふうに思いますので、これについてはですね、どこかでまた、どこかということはありませんけれど、まだ積み残しの結構問題もありますので、その中で時間が許す限り、またこの会でもんでいきたいなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、そういうことでよろしいですか。

意 見 な し

委員長 それでは次にですね、議長任期の適正化について、御意見ございましたら。

意 見 な し

委員長 ございませんか。

意（９） 私どものほうでは、議長経験者のお話を伺った中でもそうなんですけども、例えば、今、自治法では任期４年になっているのを申し合わせの中で１年というような形にしておるとというのが現状ですけども、やはり、ほかの議会を見ても２年制度を持っている議会であったり、たまたまですけども、今回、

碧南市議会さんが2年連続でやられておりますけども、内外とも議会運営は非常にスムーズさを感じるというものはあるようです。そういった意見がある中で、今一度ですね、その申し合わせの部分というのをしっかりと確認をすると、やはり単なる交代という形でやってきているわけではないというところをしっかりとこの特別委員会の中で言ってほしいという意見が会派の中でありました。基本的には、再任を妨げるものではないということを思っていますし、それから、例えば、議長のほうから辞表を提出するということもあるわけですので、それを考えると、明文化されたものはありませんけども多くの方に経験をしていただくという思いもあるのかもしれないし、先ほど言ったように、スムーズな議会運営を考えるのであれば、その時々に応じた形で議長の選出があってもいいのではないかなというところを再度確認をしていただければ、それでいいのではないかと。あえて、では2年にしようとか、あるいは、4年やるのであれば4年、自治法に則ってやれだとか、ということを決めずに今の状況でいいのではないかと。ただ、再度言いますけども、これは、よそにも、よそにもというよりも、市民の方にも、それから、我々議員の中にもしっかりとお伝えしたいのは、決して、議長職を持ち回りでやるような形でやるのではないと、きちんと選挙でもって選ばれてやっているんだというところを、しっかりとこの中で確認をしたいというところでございます。

意（16） 私はですね、議長の任期につきましては、資料をいただいた中では、平成24年が岡崎市議会、それから平成23年が犬山市議会、それから平成20年には弥富市が、任期を2年に変更したということで、徐々にではありますけれども、議長の役割は大変議会の中では大きいということもありますし、幅広く高浜市議会、市政のみだけではなく、幅広く活躍、また、連携をとっていただく、そういう手腕が問われていく時代がやってくるのかなという意味からおきますと、議長の任期は2年にしてもいいのかなというような気も、そういったお話も少し出ておりますけれども、どうしてもというような状況ではございませんけれども、近隣市だとか愛知県内のそういう状況を見ますと徐々にではありますけれども、緩やかではありますけれども、2年の任期にしていっている状況でありますので、そういったものも考慮しながら進めていった

らいいかなと思っています。

意（1 1） 私どもも、このまま現状維持ということでお願いしたいなというふうに思います。

意（2） 今、北川委員から話がありましたけれども、以前、僕が役所におったときにですね、何年前ですかね、大分前ですけども、任期4年、自治法で決まっているものですので、4年間議長をやられた方はお見えになります。それからうちのところ、再任をされて2年連続でされた議長もお見えになります。ですから、僕、基本的にはですね、任期は、僕、1年、申し合わせでやっておいても最終的には辞表を出さなければですね、そのまま続いて行ってしまうわけですよ。ですから、今、先ほど北川委員が言われたみたいに、きちんと、例えば、再任を妨げないだとか、そういう文言をきちんと加えて、それでこの人ならもっとやっていただいたほうがいいということであるなら、また続けていただいてもいいわけですので、そういう形でやっていただいたほうが逆に任期2年と決めてしまうよりもいいのかなという気がしますので、私は、現行どおりで、あと捕捉で、きちんとしたそういったルールを皆さんに認識していただく、そういう形で結構かと思いますけれども。

意（1） 議長の任期の適正化については、私は新人議員なので実際の議長の仕事についてはわかりかねますので、諸先輩方に、参考にしたいと思います。

委員長 いずれにしても、一つの流れという、連続性ということについては、北川委員のほうからもお話がありましたように、非常にやはり必要なところかなとは思いますが。しかしながら、再任がというようなお話、今あるとおりでございまして、例えば、私も議長を経験させていただいたということもありますけれども、その中で2年連続はつらいぞという、実は、私は本音があります。実は、つらいぞという世界。その内容でも、今、長谷川委員がおっしゃったようにね、その議長職という仕事が、一つの本当に看板ですので、あっちもこっちもというような話もございまして、また、しっかりと構えてやりますとね、そういうような形にもなりますが、本音は、実は今そういったところではありますけれども、いずれにしても、北川委員が先におっしゃったように再任を妨げないというところが、あるいは、黒川委員もおっしゃいましたし、皆さん、

おっしゃっているところもありますので、その辺でいけば、現実にはですね、これが明文化されている、先に北川委員もおっしゃいましたし、これ明文化されている申し合わせの中で明文化されているものではありませんので、ここにつきましてはね。本当に、いろいろ頭の中の申し合わせといいますか、御理解いただいたうえでの申し合わせという世界ですと生きていますので、この辺も一つですね、もう一度また次回に検討させていただいて、きょう大体の皆さんの御意見伺うと、現状で、申し合わせの部分といいますか、再任を妨げない部分でどうでしょうかというようなお話が多いようでございますので、次回のところで、これはまたお話を出していただいて決定、決定というか、確認事項というか、申し合わせですからそういう形を取らせていただきたいというふうに思いますが、それでよろしいですかね。

意 見 な し

委員長 それとですね、次に、議選監査委員の任期、2年でございます。これについては今まで御提案の中で、例えば、議選の監査委員さんと、それからいわゆる税理士さんのほうの監査員さん、プロの監査員さんというところと怒られますけども、その辺の、この任期の問題というお話も出ておりましたので、その辺も含めて、一つ、北川委員のほうから御意見あれば、お願いします。

意（9） 私ども会派の中では、やはり、代表監査の先生とのバランスというものを考えると、最低でも2年というぐらいの任期を持っていたほうがいいのではないかなという御意見でございます。また、当局に対する議選監査の権威というものも非常に高まるというところもございまして、2年間ぐらいやるとようやく見えてくるのかなというところが一つあります。特に懸念するのは、代表監査の選任に関しましても、例えば、今のように1年ごとでこの議選のほうはやっていると、代表監査の先生が変わられたときに、その次の年というのは、新人、新人みたいな監査になってしまうというおそれが一つあるのかなという気もしないでもないです。それが出てきた意見ですけども、もう一つ、監査をやられた経験者のお話を伺うと、監査をやることによって、議員としての

活動というのが、議会内での活動というのは、非常にこう制限されてくる。例えば、これも明文化されているものではありませんけれど、監査の中で得た情報でもって一般質問等というのは、ちょっといかなものかというお話をずっと過去からありまして、一般質問は控えているのが現状です。そういったこともあって、どうしても議会の出番が減るみたいなイメージというのはちょっとあるのかなということは思っております。

意（16） 代表さんの場合はプロですので、議選監査委員というのは、あくまでも素人感覚といたしますか、そういった部分がありますので、代表さんとのバランスと言われましたけれども、私も経験させていただきましたけれども、忙しいのは忙しいですし、一般質問もする場合にはちょっと考えたりしますけれども、幅広くいろんな方が経験することも議員の質をアップするうえで大事ではないかなというそういう捉え方をしております。

委員長 ということは、1年ということですね。

意（16） はい。

委員長 ですよ、わかりました。

意（11） この監査委員は、実際何をやるのかというのは、まだ何もさせて・・・、やっていないですし、皆さん説明もないので・・・

委員長 内容は、監査ですよ。

意（11） よくわからんというのは、本音なんですけど。忙しいんだろうなというのは、わかるんですけど。

意（2） 私もですね、小野田委員、言われましたけれども、やはり、いろいろかの方に経験をしていただいたほうが、逆に言って、やはり、議員としてはやはり資質が上がるのかなと。それで、議選の監査委員の任期につきましても、いわゆる申し合わせでなっているのか、僕、しっかりわからないでいけないですけれども、一応、辞表は出して、それで新しい監査委員さんに変わるという話ですよ。ですから、僕もこんなこと役所にいてこんなことを言っているはいけませんけれども、代表監査委員の任期は多分3年だと思うんですけども・・・。4年ではないですよ。

委員間にて、代表監査委員の任期について確認

意（２） ４年でも、結果、議選の監査委員もそれと同じ、多分、任期になってしまうと思うんですけども。

「４年だと・・・」と発声するものあり。

意（２） それで、そうであれば、結果、それを申し合わせで、多分、１年にしていると思いますので、それでしたら、それもまた、先ほどの北川委員の話ではないですけども、毎年交代していくとなると、新人、新人になってしまいいくれないと言われるのであれば、再任を妨げないとかというような形で、別に、代表監査委員が変わるときになれば、議選の監査委員が留任するとか、そういうような形を取っていけばいいのかなというふうに思いますけれども。ですから、私も基本的には、１年でいいというふうに思います。

委員長 途中であれですけど、これ当局からの推薦といいますか、あれできますのでね。私どもが、これで決めるぞという世界ではございませんので、当局が、監査委員さん、これをお願いしますという、この方をお願いしますという言い方をしてくる。それについて、議会でという世界ですから、一つ御理解いただかなければいけないかなというふうに思います。ですから、当局が、これではだめですよって言うのか、何を言っているんだというような話も出てくると思います、今後。いずれにしても、すみません、途中で話、入れましたけれども。

意（１） こちらのほうも、新人議員ですので、実際の監査委員の仕事等については、少しわかりかねるところがあるので、今は諸先輩方の意見を参考にしたいと思います。

意（９） 多分、監査というのは、本来、代表先生が得られる監査というのは数字の部分なんですよね。それで議選の監査というのは、やはり議員の目線をもって、その費用対的な効果だとか、そういったものを検証していくような場面があるんですけども、うちの監査をやられている、今の先生もそうですし、

前任も、その前の前任もそうですけども、やはり経験豊かな方であるので、結構、突っ込んだ話を監査のときにされるんですよね、数字以外のところでも聞かれる場面というのがあります。ただ、基本は、やはり議員の目線というものが一番大事であるわけです。そういう点でいうと、やはり、代表監査の先生がいるから誰でもいいよという話では、決してないと思います。だから、当局側からこの方をお願いしますというのが、議会に上がってくるわけですよね。それを我々が承認するかどうかというふうな形で決まるものですので、そういった部分を考慮して、ぜひ、よくお考えをいただけないかなと、任期についてはですね、ということを考えています。

委員長 いずれにしても、この監査委員についてはですね、代表監査委員と議選の監査委員というのがございます。御承知のとおりですが、これで、夕張、皆さん御承知のとおりですが、あれが見抜けなかったという世界であります。ですから、私はもう少し議選もですよ、議員の目線というお話もありますように、もう少しレベルを上げないと読み切れません。私も1年やらせてもらいましたけども。そういった意味でも、その代表さんのレベルまでということは別としましてね、結果的な責任というのは、議選だろうが、代表監査委員さんだろうが、そこは二人が、とは言いませんけども、当然、背負うわけでございますので、代表さんに全部お任せということでは絶対あってはならんというふうに思っております。ですから、そういった意味でいきますとね、私も反省から思いますと、やはり任期もですね、しっかり考えたほうがいいかなというふうに思います。個人的な意見、申しましたけども、今、いろいろとですね、1年、あるいはまた、2年というようなお話もございましたので、これも次回、また、その辺もう少し突っ込んだ話もして、やっていただいていないという方もお見えになるようですけども、一つ、監査委員というのは、監査ですから、基本的には。監査の役目というのは、おわかりだと思いますので。月例から始まって、いろいろこう月々のこういう出入りもありますしという世界もありますけれども、要は、最後に1年間の、あるいは、これからのという部分も含めてお二人で監査をいただいて、判を押すわけですから、それは本当に大事なことで、一つ、頭に入れてですね、御検討いただきたい。こういうふうに思います

ので。何も、私が、その2年にすることがいいということをお奨めするわけでは
ありませんけれども、一つ、その辺も含めてですね、いろんな意見、また伺っ
て進めていきたいと思っていますので、これもまた次回やらせていただきます。
それでよろしいでしょうか。

意 見 な し

委員長 それでは、11時には、きょう終わりたいと思っています。皆さん、
きょう長時間ですがお願いをしたいと思いますが、最後に、各種行政委員の議
員配属、これについての見直しについて、一つ御意見ございましたら、お願い
をいたします。

意（9） 私どもの会派の中では、この各種行政委員の議員配属に関しまして
は、それぞれの行政委員の選任の今までの経緯だとか、条件。例えば、ちょっ
と何が何だか、僕、覚えていないですけども、学識経験者という枠の中で議員
が入っていたりとかいうものがあるんですよ。ですから、例えば、もう条例
上議員でなければいけないと書いてあるものは仕方ないと思いますけども、そ
うでないものは、広く、多くの方に意見を聴取する場でもありますし、それか
ら、議員がそこに出ていっても、議事を決して代表してものが言える場面とい
うのは、ないです。そのことについて議会で話し合っていないから、個人的な意
見しか言ってこられないんですよ。そういうことを考えると、もう少し整理整
頓ができるのかなという気はします。ですから、これはお願いなんですけども、
正副議長にですね、一度、今までの経緯、あるいは、その条件、今、現状ある
選任条件、そういったものを一回調査をしていただいて、それでどこにも問題、
問題があるというところちょっと語弊がありますけども、ここに対してはどうだろ
うかということをもう少し議論しやすい形にできないかなというふうに思っ
ていますので、そのお願いをしたいというふうに思います。

意（16） 私ども議員は、議会という場で説明も十分受けますし、また、意
見等も発言することができておりますので、それよりも、審議会というのは、
幅広く市民の方に携わっていただいて、市政のことをわかっていただいて、ま

た、市民の方の多くの多様な意見を吸収するという意味からも、議員は、そこからなるべく外れていくような方向でいていただいたほうが、いいかと思っています。

意（11） なかなか議論もちょっと難しいところでありまして、現状維持ということで、お願いしたいなというふうに思い・・・。

委員長 検討するという事は、やぶさかではないですね。

「はい。」と発声するものあり。

意（2） 私も、今、小野田委員が言われたみたいに、やはり、広く一般の方に、そういう精通した人にやっていただいたほうがいいと思いますので、できるだけ、条例だとかそういったもので議長を充てるだとか、そういうあれを、以外はですね、僕は、別に、むしろ一般の方にやっていただいたほうがいいというふうに思います。

意（1） 議員の充て職的なものについては、削れるものは可能な限り削って、その分野に精通した方にやっていただいたほうが、さらに市民の皆様のためになると思いますので、見直していったほうがよいと思います。

委員長 それでは、北川議員のほうから御提案がございましたが、議長、お願いしてよろしいです。

議長 別に、構わないよ。

委員長 では一つ、正副議長、よろしく願いいたします。それでは、今まで挙がっておりますテーマについて、御検討いただきましたけれども、次回、また改めてという部分もございます。お願いをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

6 その他

委員長 それでは、その他がございましたら、一つ、頂戴いたしますが。

意（9） 私どものほうからもう一つテーマとして取り上げていただきたいこ

とがございます。それは、会派代表質問制の導入というものです。この代表質問制度というのは、各市議会、他市では多く例があるものですから、それぞれ、やり方、ルールも違っているところもございますけれども、基本的には高浜市議会では、代表質問制度というのはありませんので、ぜひ、その導入をしていくべきではないかということで、お話を申し上げるわけです。それで、他市の例はですね、事務局のほうから調べていただいて出していただければ結構かと思うんですけども、私どもが今考えているのは、12月定例会における次年度予算編成に対する事項、それから、3月定例会における市長施政方針、3月定例会における教育長教育行政方針に対しての事項、それから、市長が選挙後、初の議会における施政方針に対する事項、これらに対しては代表質問制をもっていけないかなということをおもっております。代表質問という意味が、わかりますよね、皆さん。

「・・・」と発声するものあり。

意（9）　そうです。だから、また時間をどうするだとか、いろんな細かいことはあれですけども、やはり、代表質問制度というのは、実はですね、高浜、これで予算が通るか通らないかわかりませんが、質問席というものが設けられた場合に、他市の場合は、代表質問のみ登壇なんですよね、どこも代表質問制度のあるところは。登壇というのは、やはり、そこまで重きものだということやってみえるみたいです。そういう点でいうと、高浜市も質問席を設けるとい話もありますので、そこも含めてですね、代表質問制の導入というものを御議論いただきたいということで、テーマに挙げさせていただきたいと思います。

意（11）　イメージが、ちょっとわかりづらいかなというふうに思いますけど、これからのことになっていくかと思えますけども、一般質問とまた別という形になるんですよね、おそらく。

「そうです。」と発声するものあり。

意（11）　そういうことですね。

委員長　きょう、テーマを挙げていただきましたので、これを次回から一つテーマに挙げて、検討に入っていきたいと思いますので、先ほど事務局のほうに投げかけ、でしたよね。代表質問云々の何か・・・

「他市の例です。」と発声するものあり。

委員長　他市の例をね、また一つ出していただくようお願いを・・・

意（9）　それは、だから、次回ではなくて、いろいろ考えてやってきてもらって、各会派で相談してもらわないと、会派の中で議論ができないので、そういうふうをお願いを・・・。

委員長　ですから、あとでまた次回開催日や何かも決めていきますので、その辺また事務局、それに合うような形をお願いをしたいと思います。それで、今、お話がありましたので、もうちょっと、11時とは申し上げましたけれども、もう一点だけお願いしたいんですが、今、質問席のお話が出ました。それで、議会改革特別委員会の中間報告でも申し上げたように、動画配信とですね、抱き合わせてと言うか合わせて一般質問席をやるという方向で動いております。予算的なこともございますけれども、その辺、位置とかね、位置ぐらいをまた確認させてもらわなければいけないかなと思いますが、何か事務局ありますか、御意見。

「・・・」と発声するものあり。

委員長　移動式。その辺、移動式。何か、こう絵みたいなものがあります。

「・・・」と発声するものあり。

委員長　北側のほうのとかね、そういう案というのはないですか。要は、テレ

び映りのいいところだと思いますので。

事務局 位置の件ですが、カメラを操作している私の担当の部分から見ますと、今の北側の部分というのですかね、余り端のほうですと、当局側の後頭部が映る可能性が非常に高いのかなというふうに思います。かといって、真ん中あたり、もしくは、ドア側、廊下側というんですかね、そちらのほうにしても、今度は、登壇席と議長の後頭部が映るといような懸念がされますので、そこら辺で、おのずと決める位置が、カメラの映りがきちんとほかと被らないようなところでということになれば、おのずと決められてしまうのかなと。ですので、皆さんのほうで、例えば、中央の辺がいいぞとか、北側の市長のちょうど正面ぐらいがいいぞ言われても、そこら辺の要望に応えられないケースがあり得ますので、そこら辺を見てからで、していただければと思いますけれどもということをお願いします。

委員長 傍聴席、傍聴者のほうからは、どうなんです。

事務局 傍聴者のほうからは、顔がちょっと見えない位置になってしまうかなと。そこら辺は、一度、カメラテストをしないとわからないものですから、そのカメラテストをした上で、一番いい場所でというふうで、今、ここで皆さんの御要望、御希望があるかとは思いますが、そこで決めずに、カメラ位置で決めさせていただければというふうに思いますけれども、よろしくお願ひいたします。

委員長 一度ですね、カメラをお扱いの担当者のほうから、この辺でどうだという案を、一回、出してください。

委員、事務局間で、オンデマンド放送に伴う設備に関する内容調整

委員長 一回、事務局さんのほうでこの位置、今の設備を使って、こういうカメラでやっていくと、この位置がベターですよというのを一回お示しいただければ、また皆様に発表しますので、いいですかね。大体決まってくるわけですよ。

事務局 はい。

委員長 次回、また出してください。間に合いますか。

事務局 はい。

委員長 いずれにしても、予算が通らなければいけないですが。一度、事務局のほうで、一つこの位置ぐらいという世界でお願いします。それでは、次回の特別委員会の開催日程ですが、先ほども申し上げたように、1月も行っていきたいと思っていますので、1月の、先ほどの資料も、云々もありますので、1月の終わりぐらいですかね。

委員間で、次回開催日の調整

委員長 それでは、2月6日、来年2月6日ということで手帳に落としていただければというふうに思います。それまでに、きょう御審議というか御討議、御議論いただいた部分について、また同じような形で進めていきます。出せるものは、どんどん結論出していきたいというふうに思いますし、また改めてきょう市政クラブさんのほうから御提案がありました代表質問、ここまでは、当然、事務局さん、資料、各派にお願いできればと思っていますので、いいですかね。

事務局長 はい。

委員長 お願いをいたします。それでは、ほかに何か皆さんございましたら。

意見なし

委員長 ないようですので、以上をもって議会改革特別委員会を終了いたします。ありがとうございました。

委員長挨拶

閉会 午前11時13分

議会改革特別委員会 委員長

議会改革特別委員会 副委員長